

加賀市議会小中学校出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加賀市議会基本条例(平成23年加賀市条例第13号)第17条の規定に基づき実施する小中学校出前講座(加賀市議会(以下「議会」という。))が希望に応じて加賀市内の小中学校に出向いて開催する講座のことをいう。以下「出前講座」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出前講座の対象は、市内の小中学校の児童及び生徒とする。

(派遣する議員)

第3条 出前講座へ派遣する議員は、原則として議会活性化特別委員会の委員を構成する議員とし、議長がこれを決定する。

(目的及び内容)

第4条 出前講座は、加賀市の未来を担う子どもたちが、自分たちの市の姿をよく見つめ、地域や社会の将来について考えるとともに、議会や市政の仕組みを深く学び、地域のまちづくりに進んで参加しようとする意識を高めることを目的として実施するものとし、その内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の役割、仕組み
- (2) 議会と市長の関係
- (3) 議会の取り組み
- (4) 前各号に掲げることのほか、議会や市政に関すること

(出前講座での議員の役割)

第5条 出前講座における説明者、記録者その他出前講座の運営に必要な役割は、議会活性化特別委員会において協議し、調整する。

(記録)

第6条 出前講座の記録は、記録者においてその要点を記録するものとする。

(開催時間等)

第7条 出前講座の開催時間は、小中学校の授業時間内とする。

2 出前講座の開催場所は、加賀市内の小中学校とする。

3 出前講座の運営、進行等については小中学校及び議会が協議し、調整する。

(申込等)

第8条 出前講座の開催を希望する小中学校は、開催を希望する日の2箇月前までに、議会出前講座開催申込書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項に規定する申込を受け、出前講座の開催を決定したときは、加賀市議会出前講座開催通知書(様式第2号)により小中学校に通知するものとする。

3 議長は、前項の規定により出前講座の開催の決定をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(費用)

第9条 出前講座の開催に要する費用は、小中学校が負担するものとする。ただし、出前講座の開催に係る議員の派遣その他の議長が定める行為に要する費用を除く。

(報告)

第10条 議会活性化特別委員会委員長は、出前講座終了後、議長に当該出前講座の概要の報告書(様式第3号)を提出するものとする。

2 前項の報告書は加賀市議会ホームページに掲載するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

加賀市議会小中学校出前講座開催申込書

年 月 日

(宛先) 加賀市議会議長

(申請者)

学 校 名

学校長名

住 所

電話番号

担当者職・氏名

加賀市議会小中学校出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

開 催 希 望 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (時限目)
開 催 場 所	
参 加 学 年 及 び 組	学 年 組
参 加 予 定 人 数	人
貸 し 出 し 可 能 な 物 品	スクリーン (可・不可)、プロジェクター (可・不可)
意 見 交 換 テ ー マ 希 望 内 容 (意見交換したいテーマがあれば、具体的内容を記入)	テーマ名 () 〔具体的内容〕

様式第2号(第8条関係)

加賀市議会小中学校出前講座開催通知書

年 月 日

様

加賀市議会議長

年 月 日付けで申込のあった加賀市議会小中学校出前講座について、次のとおり開催しますので通知します。

開 催 日 時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	
参 加 議 員	
内 容	
条 件 等	

加賀市議会小中学校出前講座報告書

年 月 日

(宛先) 加賀市議会議長

議会活性化特別委員会委員長

加賀市議会小中学校出前講座実施要綱第10条第1項の規定により提出します。

開 催 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	
参 加 学 年 及 び 組	
参 加 人 数	
参 加 議 員	
内 容	

【講座での主な質問、意見、対応等】